

	<p>子どもたちが放課後という時間を過ごすことになってしまうのではないかと非常に危惧している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スタッフ全員が常勤である必要は必ずしもないように思える。 ○ まず最低限のところの安全確保と家庭との連携・連絡といったところだけでも何とか少しずつでも確保できるような体制づくりを進めていった方がよいのではないか。 ○ 施設や設備の確保はもちろん重要であるが、「質の確保」という点で最も重要なのは指導員の質と数ではないか。指導員の一定レベルの資質の確保をはかるためには、研修制度や人員配置などの基準づくりは必要である。
<p>○ 担い手の質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブは、学童期という発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに、遊び等の多様な活動の提供が求められ、また、障害など様々な困難を抱える子ども、保護者への対応も求められる。 ○ 学童保育の指導員は免許や国家資格がないといった状況の中で、これを解決していかなかったら、将来的に指導員を安定的に確保することはできないのではないか。指導員の公的資格制度と養成機関が必要。 ○ 子どもや家庭に十分な目がいくソーシャルワーク的なものが求められているようになってきているのではないか。 ○ 今の放課後児童クラブの指導員については、ケアワーク的な要素を非常に重視した人材を求めていることになっている。一方で、ソーシャルワーク的な視点も必要だが、そういう者を配置する構造になっていない。かつケアワーク的要素について保育士や幼稚園教諭は、小学生の遊びや友達関係に対応するベースに置いていないだろう。そこを工夫して、新たな資格を置くのではなく、現行の仕組みの中で少し変えることはできないだろうか。 ○ 特に、近年、発達障害のある児童の入所希望が増える傾向にあり、発達障害等に対応できる人財の確保と養成は急務であると感じている。 ◆ 担い手の質を確保する観点から、研修の充実を図っていくことが必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約3割いる無資格者に対する研修の充実 ・ 有資格者も含めた放課後児童クラブに特化した研修強化の必要性（現任研修も含む。） ○ 質を向上させるためにも研修は重要。研修に出席できるような何かサポートが必要。 ○ 様々な有資格者、そして無資格者を合わせて約7万人の指導員が現在いる中で、「放課後児童クラブ」の指導員とな

	<p>るために新たな有資格制度の導入というのは、現実的にはなかなか困難ではないか。「放課後子ども教室」を含めて、新たな資格制度を創設するというよりも、研修制度の拡充等がまずは現実的ではないか。</p> <p>◆ また、放課後児童クラブにおける多様な体験活動を充実する観点から、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくことが必要ではないか。</p> <p>○ 職員としての専門性がある部分は絶対的に必要だが、それ以外にかかわる人たちに関して、あまり資格要件を高くするよりは、それぞれの地域の方々などが、それぞれの得意なことを子どもたちに伝えてくださる形が良い。</p>
<p>○ 人材確保</p>	<p>◆ 放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員については、一定の質が確保された人材の確保を図るとともに、継続的な就労が可能となるようにしていく必要がある、このためには職員の処遇改善が必要となる。</p> <p>○ 「新待機児童ゼロ作戦」で利用児童を3倍に増やすと言っているが、20万人の職員で220万人の子どもたちが利用する施設と考えたときに、小学校や保育所、幼稚園並みに整備が必要なのではないか。</p> <p>○ 公立公営の指導員の身分は非正規職員が圧倒的に多いので、平均的な年収で150万円未満であり、公立公営だから十分だということではない。民間の場合も、やはり安定的・継続的に運営ができるようにしなければならない。</p> <p>○ 子どもたちの安心・安全な生活の場、環境をきちんと整備していくためには、それを支える指導員の賃金・雇用形態をきちんと改善していただきたい。</p> <p>○ 学童保育の職員（家庭保育者を含む）に公的な資格制度を設け、一定割合の有資格者を配置するといった基準が必要であり、さらに、職員の研修の機会の充実や優秀な人材が確保できるように労働時間や賃金などの処遇を上げていくことも重要。</p> <p>○ 少なくとも正職員の方については専門性を評価しなければならないが、これまで専門性が軽視されていたのは、どういったところに専門性があるのかということに対して認識が広がっていないのではないか。</p> <p>○ 保育士は18歳までの支援者であるはずなのに、現実的には就学前に特化されており、養成課程もそこが中心になっている。学童期の支援の専門性はどうやってつくっていく必要があるのか、養成課程を含めて検討していかなければならない。</p> <p>○ 処遇の改善がされないと早く辞めてしまうので、知識も熟成されないし、職員の資質も上がっていかない。</p>

	<p>○ 放課後児童クラブの専任の職員は、いわゆる週40時間労働ができない体制なので、大学生のアルバイト的なものになってしまっている。それをいわゆる常勤労働者として位置付けるよう付帯事業を付けていく方向で考えるか、基本的にはパートタイム労働とするのか、この関係が質にもつながっている気がする。</p> <p>○ 現状のように、何十人もの子どもを一人か二人くらいのスタッフでやっていくしかないという状況に置かれると、個々の指導員の工夫や、やってみたいことを実現できるような人員体制になっていない。そこを確保していけば、自ずとあり方ももっと多様で、内容も充実していくのではないか。</p> <p>◆ 一方で、職員の処遇改善については、現行、国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。</p> <p>○ 人件費補助の意味合いとして出されている国からの補助金は、実際にかかる人件費の15%程度であるのが実情。「放課後児童クラブ」の重要性と需要が今後ますます高まる傾向を踏まえるならば、国の基準額を実態に合った形に見直すことが指導員の処遇改善のための第一歩となると言わざるを得ない。これにより、クラブの核となる指導員が安定的に確保されれば、そのサポートとしての地域の人財の導入も図りやすくなる。</p> <p>◆ 指導員の処遇改善のためには、財源確保が前提条件となるが、新制度体系における費用負担のあり方も踏まえつつ、その処遇改善を図ることを前提として運営費が確保されるようにすべきではないか。</p>
○ 利用方式、利用者負担	<p>◆ 放課後児童クラブを利用することができる児童の範囲について整理し、利用者の利便性も考慮しながら、利用できる児童かどうかの確認を行う仕組みを設ける必要があるのではないか。</p> <p>○ 放課後の子育てについての第一義的な責任と役割は家族にあるという視点に立ち、定員に制約がある現状にあって、「放課後児童クラブ」の安易な利用を避けるために、利用可能範囲を定め、利用対象世帯かどうかを書類等で確認することは必要。対象でないとされる世帯の児童の場合には、「放課後子ども教室」のような取り組みに参加することが保障されるということになる。</p> <p>◆ 市町村がサービスの申込者数を把握できていない場合があることを、制度的に見直していく必要があるのではない</p>

か。

○ 学童保育の場合は入所システムがきちんと整備されておらず、待機児童の把握自体ができていない所も多い。潜在的な待機児童はかなり増えているのではないか。

◆ 全国において、統一的なルールを設定する必要があるか。

◆ 新たな制度体系の費用負担については、社会全体で重層的に支え合うことを前提としている。当該費用を財源としたサービスの利用者は、公平性の確保の観点から、一定の負担を求めることが適当である一方、負担水準をどうするか、利用抑制に働くおそれの懸念などの点についてどう考えるか。

○ 限られた財源で受入れを増やすためには、学童保育の保育料を家庭の所得に応じた設定とし、公的財源の不足を補うことが考えられる。保育料を誰にも負担可能な一律の低い水準とするより、所得階層別に負担可能な水準とした方が、全体として保育料収入が増え、その分を学童保育の量的・質的充実の充てることができる。ただし、保育料は一定の質を保つために必要な水準を考慮し、保育料が負担できずに利用が抑制されることのないように保育料の上限を設けることなどが考えられる。（また、公的補助は各家庭に直接、児童手当とあわせてバウチャーのかたちで支給すれば、所得階層のチェックを効率化できる。）所得別の保育料設定には、低所得家庭の子どもが、高所得家庭の子どもと同じ学童保育を利用でき、社会的統合という点でのメリットもある。

○ 非常に広く保障をしていくなれば、なるべく負担を小さくすべきではないか。お金があるかないかで利用アクセスに差がつくようなことはなるべくないような工夫をしなければならない。

○ 利用者負担をどのような哲学で取ることにするのか、公費の部分について、どのような財源を考えるのか、全体の財源構成の中で考えていくことが必要なのではないか。

◆ 仮に、何らかの統一的な利用者負担のルールを定める場合、低所得世帯や多子世帯に配慮した設定を行うなど、利用者負担を設定する際の考慮事項は何か。

○ 生活保護や母子家庭といったような家庭でも、必ずしも減免措置がなされていない所もあるという状況があり、本当

	<p>に必要とする家庭が保育料のために入れないということも現実には起きている。</p> <p>○ 利用料については、どの程度までを利用者負担とするかという難しい側面はあるが、その時の収入状況や世帯状況等により一定の減額措置を講じる方法が現実的。</p>
<p>○ 財源・費用負担</p>	<p>◆ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合うこととされているところある。</p> <p>放課後対策においてすべて子どもの健全育成を保障していくことや、確立した制度としていく上で、市町村が実施責任を果たす仕組みを強化し、また、サービス量の拡大を促進する仕組みとすることも必要であるが、このためには、費用支弁、財源保障を強化することが必要ではないか。</p> <p>◆ 現行、放課後児童クラブについては、事業主の拠出金を財源として地方自治体への補助を実施しているところである。小学校就学前の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、その実施は、現在の労働力の確保に資するものであること、量的拡大などを大きく図っていくために全体の財源規模を確保していく必要があることなどを踏まえる必要があるのではないか。</p> <p>○ 子ども手当が税財源だけで賄われて、児童手当の勘定がなくなると、今後どのようにシミュレーションすればよいのかも含めて、重層的な財源が確保されるような方向だけは、部会としてきちんと打ち出しておくべき。</p> <p>○ 就労人口の減少に伴う就労者の確保という視点、児童の健全育成の支援をするという点で、「放課後児童クラブ」の役割は今後重要度を増すとともに、需要も高まっていく。そこで、保護者の就労支援、子育て支援、児童の健全育成の観点からの施策が、少子長寿社会における雇用と労働に関する課題解決への貢献ともなることから、国レベルでの財政規模の拡大がまずは必要。</p>
<p>○ 放課後子どもプランの推進</p>	<p>◆ 就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、サービス提供を充実していくことの重要性に鑑みて、学校以外の場で行われる放課後児童クラブも含め、より一層の両事業の一体的実施又は連携の強化や児童館も含めた全児童対策と放課後児童クラブの関係を整理することも考えられるのではないか。</p> <p>◆ 一体的又は連携した運営を行った場合においても、就労家庭の子どもを対象としたサービスにおいては、生活の場</p>

の確保という機能が損なわれないようにする必要があり、以下の内容が確保される必要があるのではないか。

- ・ 適切な指導員の配置（一定の実施の場合は両事業トータルとしての配置）
 - ・ 保護者の就労状況を考慮した開設日数、開設時間の確保
 - ・ 出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
 - ・ 家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施
- 放課後子どもプランが、単なる安全な活動場所の確保ではなく、教育と福祉の両方の機能が統合されたものであるという、新しい概念を打ち出すことが必要。
- イギリスのように学童保育という場を持ちながら、親が働いている働いていないに関わらず、非常に豊かに放課後に活動できるような場があることによって、学童保育だけが頑張らなくても、学童保育の子どもも豊かな放課後を得られるというやり方もあるのではないか。
- すべての子どもたちに放課後も安心して生活できるような環境を整えることがとても大事。同時に固有のニーズがある部分については丁寧に対応していかななくてはいけないのではないか。「生活の場」をきちんと保障した上で、地域の子どもたちと遊べるような環境をつくっていくことが必要ではないか。
- 放課後子ども教室事業と放課後児童クラブ事業について、同じ場所でも有機的に連携して実施することが有効と認識。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室が同じところでともに活動するのは大事だが、目的・機能等が異なるため、代替はできないので、一体的実施は困難だろう。放課後子ども教室は夏休みも毎日、朝から晩まで開くということを想定した事業ではないので、放課後子ども教室をもって放課後児童クラブのニーズに応えるのは困難。
- まず両立支援として親が帰ってくるまでの間をきちんとホールドしておく機能は十分に確保した上で、子どもたちも親がどのような状況であってもお互いが融合的に遊べるなど、それぞれの希望がかなうような自由度の高い設計が必要。
- 目先の数が足りないので、両立支援をまず重々視野に入れていくべきだが、向かっていく方向は二つの型の良いところ取り入れて、どの子どもも参加できるし、きちんと開所時間や開所日数も確保されているという形を、最終的には目指していく方が良い。
- 放課後子どもプランが民間の放課後児童クラブをつぶしている部分があると聞いている。全児童対策をやっているか

	<p>らといって、市町村が他の選択肢を狭めていくことがないようにしなければならないのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「放課後児童クラブ」については、その機能を維持しつつ、量的、質的な拡充を行うことが必要であり、あわせて、全児童対策のための別の仕組みとして「放課後子ども教室」を展開し、相互の特性を活かしながら連携していく在り方を作っていくことが現実的ではないか。 ○ 「放課後児童クラブ」は、就労家庭の子どもの一時帰宅の場所であり生活の場であるということを考えると、「放課後子ども教室」と直ちに一体的に実施するよりも、それぞれ独立して実践を重ねつつ、双方の事業が互いのノウハウを活用したりするなど、それぞれの特性を活かしながら互いに連携していく方法が現実的。それぞれをできるかぎり小学校単位で設置し、学校や地域と連携を図りながら、様々な大人が子どもたちの育ちを支えていけるようなプランとなっていけば良い。 ○ 課題として、学校の校長をはじめとする教職員が、「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」両方への関心を持ち、関与することが必要であるし、「放課後児童クラブ」の職員も、学校や「放課後子ども教室」との連携に意欲的に臨むことが必要であり、児童の保護者も相互に連携しつつ、地域の住民の協力を得ながら児童中心の放課後の望ましい環境整備に責任を担う活動の推進が求められている。 ○ 自治体においては、首長部局が教育委員会と密接な連携をもって、子どもの放課後の健全育成の取り組みを全庁的に推進していくことが求められるし、住民との協働の場づくりも課題。
--	---

4 病児・病後児保育について

項目	論点及び意見
○病児・病後児保育の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 病児・病後児保育は、子育て世帯が就労継続する上でニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割を果たしており、実施箇所数の拡充は不可欠な課題。 ○ 病気ของときには親が休めれば休むというのが望ましいが、それがかなわないときのセーフティネットとして病児・病後児保育は必要。

	<p>○ 小児科医が見るに見かねて赤字を出してやっているのが現状。このまま放置することが適当ではなく、小児科が併設で安心して赤字を抱え込まないシステムを作る必要。</p>
<p>○病児・病後児のサービスの在り方</p>	<p>◆ 病児・病後児は、子どもが病気の場合に利用するサービスの特性上、利用者数の変動が大きく、安定的運営が困難。</p> <p>◆ 実施箇所数が少ない中で、NPO による非施設型の取組等に一定の利用があり、受け皿不足を補っているが、公的補助の対象となっていない（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）</p> <p>◆ 病児・病後児の状態に応じた、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の保育所、特別な病児・病後児保育サービスそれぞれの受け皿の在り方、 ・ 地域の実情に応じたサービス基盤整備のあり方 ・ 量的拡大が進みやすいような費用保障の在り方 ・ 利用者へのサービス利用保障の在り方 <p>などについて、実態を踏まえた検討をさらに行っていく必要。</p> <p>○ 施設型・非施設型などいろいろある中で、病児・病後児は症状も多様であり、どうすれば、地域をあげて施設（病院）を中心に、最善のサービスの提供ができるのか、議論を深めていく必要。</p>
<p>○施設型と非施設型の役割</p>	<p>○ 利用率が低いという特質を考えると、施設型よりも非施設型がなじむという考え方もあるのではないか。</p> <p>○ 施設型が何十年と積み重ねられてきた領域であり、施設型か非施設型かという二者択一ではなく、両方がどのように連携していくのか、というのが現在の課題ではないか。</p> <p>小児科であれば、かかりつけ医のところに行くことも多く安心してできる。非施設型であれば、誰が来るのか分からない中でやることになる。補完的に非施設型も必要な場合もあると思う、むしろ小児科が併設で安心して赤字を出さずに取り組むことができるシステムが必要。</p> <p>○ NPO のような非施設型・病児・病後児保育については、小児科の診療所も限度があるので、それを補完するものとしては必要ではないか。ただし、システムや医師との連携、保育者のスキル、利用している親の本音など、検証が必要。</p> <p>○ すべての子どもを施設型で対応できるようにするのは難しく、非施設型と施設型との連携が不可欠ではないかと思う。</p>

<p>○ 安定的な運営の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病児・病後児という性質上、キャンセルが多く、稼働率が100%となることはない。稼働率が5割程度（あるいはそれ以下）という前提で、制度を設計するしかない。施設と施設を連携する、あるいは、広域でやるなど、考える必要がある。 ○ 公的資金の入り方としては、ある程度は成果に応じて支払われる仕組みとする必要があるのではないかと。また、非施設型については、クーポン・バウチャーのような形というのものもあるのではないかと。 ○ 行政が責任を取らないマッチングの仕組みであるファミリーサポートセンターで病児保育事業を行うのは、リスクマネジメントの観点から不適切。やるのであれば、医師との連携体制、専従コーディネーターの配備等、既存病児保育事業者との研修連携など、徹底すべき。
<p>○ 医師との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の保育園でも、慢性疾患の方、障害を持っている方に手当が必要であり、そのためには、嘱託医がもう少し関わることができるシステムが重要ではないかと。病児を扱う場合は、その上に協力医が必要。 ○ 小児科だけですべてやるという仕組みではなく、医療機関併設型の病児保育、保育所型の病児保育、体調不良児型など、それぞれの連携がうまく行けば、小児科だけに負担がかかるということはずないのではないかと。 ○ 普段の健康管理の観点から、保育所との連携を考えないと、緊急時のみの対応を考えるのは難しいのではないかと。 ○ 非施設型との連携には、保育所併設型との連携での医師との連携が進むことが必要。保育所での医師との連携もままならない中では、現実的には難しい。 ○ 保育園型の利用率が低い理由としては、看護師が責任を持たされるため、看護師がやめてしまうことが要因としてある。「病児」「病後児」の区別は、その境目は誰にもわからず、意味がないのではないかと。

5 すべての子育て家庭に対する支援について

項目	論点及び意見
○一時預かり	<p>◆ 一時預かりサービスは、親のリフレッシュや冠婚葬祭、就労など様々なニーズがあり、これらのニーズに即して個人がサービスを選択して利用するもの。多様な主体（保育所、NPO等）方法（施設型、訪問型）により、サービスが提供されている。</p> <p>◆ 多様なニーズに対応することができる仕組み（実施責任、利用方式、給付方式等）を総合的にどのように設計するか。以下の点を踏まえ、検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労のための利用については、公的保育サービスの枠組みによる対応を検討 ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、受け皿も大きく拡大 ・ ファミリー・サポート・センター等、他の代替サービスの位置づけ <p>○ 一時預かりは、大体早くからの予約で埋まっていて、週1、2回で働く人の定期利用が優先となっている。リフレッシュ目的や急な利用では、なかなか預かってもらうことができない。</p> <p>○ お金をかけて預けることに抵抗がある家庭もまだまだある。地域の仲間と預けあう関係を子どもが小さいうちに築ける場、母親仲間を作れる場も必要。</p>
○すべての子育て家庭への支援	<p>○ ファミリー・サポート・センターやひろばの活動を通じ、心配な家庭が見つかることが増えてきているように感じる。市役所は敷居が高いと感じている家庭が多く、そのような家庭をどうフォローしていくかが課題。</p> <p>○ 地域の人たちは、グレーゾーンとなる部分を担っているのに、例えば行政や要保護家庭の支援ネットワークに対して情報提供しても、一緒に対等に関わることはできない。関わっていくことができるような仕組み作りが必要。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センターで車での送迎は、本来は認めていないが、現実には必要となる場合が多い。タクシーでは払えない家庭には厳しい。そのような隙間ができていくことを理解いただきたい。</p> <p>○ ひろば型の拠点事業で働いている方については、扶養の範囲で働いている方がほとんど。ひろばにしてもファミリー・サポート・センターにしても、地域により活動の内容が少しばらつきがある。このため、様々なことを手を尽くして解決しようと思うと、人が足りないという状況。</p>

○ 児童館について

- ◆ 国及び地方公共団体は、児童の健全育成に関する公的役割を担っている。
- ◆ 家庭の機能の弱体化、地域のつながりの希薄化、子どもの安全に遊べる遊び場の減少等を背景に、子どもの内発的動機を尊重する自主的な遊びを通じた総合的な人格発達支援など、社会的支援の必要性が高まっている。
- ◆ 遊びを通じた成長・人格発達支援を担うための施設として、児童館が位置づけられており、児童館においては、子どもの自主的な遊びを通じた健全育成を図るための事業とともに、地域の子育て家庭支援事業など、すべての子ども（留守家庭児童、不登校児童、発達障害のある子、被虐待児等）と保護者を対象に、多様な活動を担ってきている。
- ◆ 遊びを通じた子どもの育成を基盤とした、児童館が担っていくべき機能や事業、そのために欠かせない職員の資質の向上を支援していくことを、新制度にどのように位置づけていくのか。

○ 子どもを発達させる家庭の力と学校の中の人間関係の交流が途絶えていることがあるのではないか。子どもは仲間によって人間関係の社会性を身につけていくものであり、家庭と仲間と学校とどのようにサポートしていくのかということが、今のすべての子育て家庭に対する支援に必要。

○ 子どもにとっての「遊び」は、子どもの健全育成、発達の観点からも不可欠。子ども達は遊びを通じて、友達との人間関係、地域との関わり方等を学ぶ。児童館はその拠点として、中高生まで含めたすべての子どもの育成をしている唯一の施設であり、地域の町医者のような機能を持つべき。

○ 児童館が多彩な活動をしているが、いろいろと他の事業と重なりがある部分もある。一つにはそれぞれに調整をすることが考えられる。また、児童館に集約して、児童館にお金をつけてサービスを提供するということもあると思う。どういう仕組みがよいか。

○ 児童館は他の様々な事業と重なりを持っている。それぞれの独自性を前面に出した協働も可能だが、できれば児童館に集約してやっていけば、予算面でも削減につながるのではないか。

○ 例えば学童保育と児童館の棲み分けをどうしているのか。また、地域子育て支援センターという既にある事業との棲み分けをどうするのか。

- すべての児童館で学童保育ができることを目指したいと思う。また、子育て支援については、現在の助成金のスキームには当てはまらない子育て支援の事業を実施している児童館も8割に及ぶ。それらの事業もぜひ支援事業の一形態として統計数値の中にカウントをしてほしい。色々なところで事業をやれば、地域のニーズが吸収できるので、各事業との重複については、各児童館の特徴を出してしっかりやっていけばよい。
- これらの遊びを支える児童館の活動は様々であり、子育て支援も含め、地域における様々な機能を有している。このような多機能な機能を持つ児童館において必要なコーディネートができるような職員が確保されるために、必要な費用が確保される仕組みが必要。
- いろいろな取組をする拠点性、地域性、多機能性は、児童館にとって大変重要。
- 児童館においても、児童は受け身ではなく、積極的に活動の担い手としての学びを児童館を通じてしているのではないか。
- 中高生にとっても、遊び場は意外と少なく、自分たちの居場所と同時に、年下の子どもや赤ちゃんの面倒を見ることは、子どもの発達にとって有効なことである。
- 公立の児童館の費用は一般財源化したことにより、地方交付税に算定基礎に含まれているが、実際には首長の考え方により、自由に使えるものとなっている。したがって、地方で児童館のために必要な予算が、目に見える形で確保できるような助成の形があれば、ずいぶん違うのではないか。
- 運営費は人件費部分については民間・公立もともに一般財源化。民間の整備費への補助は残っている。全体の児童館の数は横ばいだが、民間委託や民営化という形で運営形態を民間に写している状況。児童館自体の全体の整備をどう考えるかという議論も必要。